

令和7年第5回中間市議会定例会会期日程

(会期 9月2日～9月26日：25日間)

月 日	曜	本会議	委員会	審査事項
9月 2日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案2号・同意案3号 3. 認定第1号～認定第9号 4. 第39号議案～第52号議案 〔議案上程・提案理由説明 〔委員会付託・質疑・討論・採決〕〕
			総合政策委員会	
			市民厚生委員会	
			産業消防委員会	
9月 3日	水	休 会		
9月 4日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
9月 5日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～認定第9号 3. 第39号議案～第52号議案 〔委員長報告・質疑・討論〕 〔採決・委員会付託〕
9月 6日	土	休 会		
9月 7日	日	休 会		
9月 8日	月	休 会	委員会	
9月 9日	火	休 会	委員会	
9月 10日	水	休 会	委員会	
9月 11日	木	休 会	委員会	
9月 12日	金	休 会	委員会	
9月 13日	土	休 会		
9月 14日	日	休 会		
9月 15日	月	休 会		
9月 16日	火	休 会	委員会	
9月 17日	水	休 会	委員会	
9月 18日	木	休 会	委員会	
9月 19日	金	休 会	委員会	
9月 20日	土	休 会		
9月 21日	日	休 会		
9月 22日	月	休 会		
9月 23日	火	休 会		
9月 24日	水	休 会		
9月 25日	木	休 会		

9月26日	金	開 議 午前10時		1. 認定第1号～認定第9号 2. 第40号議案～第48号議案 [委員長報告・質疑・討論・採決]
-------	---	--------------	--	--

諸般の報告

第5回中間市議会定例会
令和7年9月2日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和7年8月7日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

(1) 令和7年度一般会計及び特別会計等	令和7年4月分
(2) 令和7年度中間市水道事業会計	令和7年4月分
(3) 令和7年度中間市公共下水道事業会計	令和7年4月分

2. 中間市債権管理条例第20条及び中間市債権管理条例施行規則第12条の規定により、放棄した私債権の報告書を、令和7年8月20日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件 数	金 額
市営住宅使用料	11件	134,200円
水道料金	468件	1,069,271円

3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、令和7年8月27日付で、市長から受領した。

4. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、令和7年8月15日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 令和6年度決算書

(地方自治法第244条の2第7項に基づく事業報告書を兼ねる。)

- (2) 令和7年度事業計画書
- (3) 令和7年度予算書

令和7年 第5回 9月（定例）中間市議会会議録（第1日）

令和7年9月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年9月2日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 同意案第2号 教育委員会委員の任命について

（日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第 3 同意案第3号 農業委員会委員の任命について

（日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第 4 認定第1号 令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第2号 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第3号 令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第4号 令和6年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第5号 令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第6号 令和6年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第12 認定第9号 令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

（日程第4～日程第12 提案理由説明）

日程第13 第39号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）

（日程第13 提案理由説明・質疑・委員会付託）

日程第14 第40号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）

日程第15 第41号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）

日程第16 第42号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2

号)

- 日程第 17 第43号議案 令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 第44号議案 令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 第45号議案 令和7年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）
（日程第14～日程第19 提案理由説明）
- 日程第 20 第46号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 第47号議案 中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
（日程第20・日程第21 提案理由説明）
- 日程第 22 第48号議案 中間市立小中学校学習者用端末の購入について
（日程第22 提案理由説明）
- 日程第 23 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市さくらの里農産物直売所）
- 日程第 24 第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）
- 日程第 25 第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7施設）
- 日程第 26 第52号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）
（日程第23～日程第26 提案理由説明・質疑・委員会付託）
- 日程第 27 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 植本 種實君	2番 堀田 克也君
3番 小林 信一君	4番 田口 善大君
5番 原 舞君	6番 森上 晋平君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 阿部伊知雄君	10番 原口 佳三君
11番 迫田 隆太君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辯君	14番 大村 秀三君
15番 下川 俊秀君	16番 中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	田代 謙介君
教育長	藏元 洋一君	総務部長	後藤 謙治君
総務部参事	持田 将一君	未来創造部長	井上 篤君
未来創造部参事	熊谷憲一郎君	市民部長	志垣 憲一君
保健福祉部長	冷牟田 均君	保健福祉部参事	岩切 伸一君
教育部長	清水 秀一君	建設産業部長	白石 和也君
環境上下水道部長			亀井 誠君
消防長	波多野暢俊君	総務課長	久野 朋博君
介護保険課長	向 貴幸君	医療保険課長	八汐 雄樹君
学校教育課長	船元 幸徳君	生涯学習課長	大畑祐一郎君
農業政策課長	宮崎 泰司君	下水道課長	松永 嘉伸君
上水道課長	原口 憲一君	消防総務課長	安永 秋徳君

事務局出席職員職氏名

事務局長	北原 鉄也君	書記	熊谷 浩二君
書記	山本 和美君	書記	黒川美寿穂君

議案の委員会付託表

令和7年9月2日
第5回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第39号議案	令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）	別表1
第49号議案	公の施設の指定管理者の指定について（中間市さくらの里農産物直売所）	産業消防
第50号議案	公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）	総合政策
第51号議案	公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7施設）	
第52号議案	公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）	

別表 1

令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表2
第2条	第2表 債務負担行為補正	総合政策

別表 2

歳 入

款別	款名	項目別	付託委員会
1 4	国庫支出金	全 項	市民厚生

歳 出

款別	款名	項目別	付託委員会
2	総務費	全 項	総合政策
3	民生費	全 項	市民厚生
10	教育費	全 項	総合政策

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 7 年第 5 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 9 月 26 日までの 25 日間といたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 25 日間と決定いたしました。

日程第 2. 同意案第 2 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、同意案第 2 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第 2 号、教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員につきましては、前任の河本直子氏の任期が令和 6 年 6 月 30 日に満了となって以降、現在に至るまで 1 名欠員となっており、教育行政に支障を來している状況でございます。

つきましては、後任の委員といたしまして、人格が高潔で、特に生涯学習の分野において幅広い識見を有しておられます鶴田弥生氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意をいただいた場合の鶴田氏の任期につきましては、令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 4 年間となるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第2号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

全員賛成であります。よって、同意案第2号は、これに同意することに決しました。
この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分再開

.....
午前10時04分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3. 同意案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、同意案第3号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第3号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。
本市の農業委員会委員につきましては、前任の委員の方が任期中にご退任されたことにより、現在1名の欠員が生じております。

つきましては、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ、認定農業者である植本壽氏を同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意をいただいた場合の植本氏の任期につきましては、令和7年10月1日から前任の委員の残任期間であります令和8年7月19日までとなるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第3号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

全員賛成であります。よって、同意案第3号は、これに同意することに決しました。

日程第 4. 認定第1号

日程第 5. 認定第2号

日程第 6. 認定第3号

日程第 7. 認定第4号

日程第 8. 認定第5号

日程第 9. 認定第6号

日程第10. 認定第7号

日程第11. 認定第8号

日程第12. 認定第9号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、認定第1号から日程第12、認定第9号までの令和6年度各会計決算認定9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

認定第1号から認定第7号までにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額は11億5,320万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が41億350万円となり、前年度と比較いたしますと1億6,000万円の減額となっております。市税収入減額の要因といたしましては、個人市民税において、令和6年度に実施された定額減税の影響により1億4,010万円の減収となったことや、固定資産税及び都市計画税において事業資産の減や廃業等による償却資産の減少により2,310万円の減収となったことのほか、法人市民税及び市たばこ税におきましても、それぞれ減収となったことによるものでございます。なお、この度の個人住民税の減収分を補填する地方特例交付金として、定額減税減収補填特例交付金1億4,870万円を収入しております。

また、市税徴収率につきましては、前年度の97.7%から0.2ポイント低下し、97.5%となっております。固定資産税及び軽自動車税に加え、住民税及び国民健康保険税の納付書についても令和7年度から全国の共通納税対応金融機関で納付を可能にすることにより納税者の利便性を更に向上させるとともに、適正な債権管理及び更なる滞納処分の強化等に継続して取り組み、徴収率の維持及び向上による税収の確保に努めてまいります。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと56億7,640万円となり、前年度と比較いたしますと2億2,750万円の増額となっております。

また、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましては、前年度より2,990万円の減額となる3,040万円となっております。

地方交付税の増額の要因といたしましては、普通交付税におきまして、基準財政需要額の算定方法の改正がなされ、こども子育て費が創設されたこと及び臨時費目として給与改定費が創設されたことによるものでございます。また、臨時財政対策債の減額の要因といたしましては、国の地方財政計画において、地方全体の発行額が減額となったことによる

ものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、まず、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費におきましては、給与の増額改定や職員数の増加等により、前年度と比較いたしまして1億6, 260万円増額いたしております。

扶助費におきましては、住民税非課税等の低所得世帯や低所得の子育て世帯等を対象とした物価高騰対策のための給付金給付費は減額したものの、障がい者福祉サービスの給付費や保育所施設型給付費、制度改正に伴う児童手当の増額等により、前年度と比較しまして1億7, 660万円増額の67億4, 170万円となっております。

公債費におきましては、前年度と比較しまして880万円増額となる11億2, 410万円となっております。

次に、主な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費におきましては、個人版のふるさと納税制度による寄附金収入が2億4, 350万円と前年度と比較して1億6, 050万円の減額となったことに伴い、ふるさと納税管理業務に係る経費が8, 770万円減額の1億1, 660万円となっております。登録事業者や返礼品の増加に取り組んでいるところでございますが、一人でも多くの皆様に本市を応援していただけけるよう、市の魅力や情報の更なる発信に努め、創意工夫による自主財源の確保を図ってまいります。また、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を補足するものとして、定額減税による減税の額が4万円に満たないと見込まれる場合にその差額分を給付する定額減税補足給付金を3億720万円支給いたしました。

民生費におきましては、令和5年度から繰越事業として、市民税非課税世帯に対して7万円を、同じく市民税均等割のみ課税世帯に対して10万円を、さらに、対象世帯の18歳以下の子ども一人当たり5万円を加算して給付する物価高騰緊急支援給付金として、合計2, 780万円を支給いたしました。また、令和6年度に新たに市民税非課税となる世帯及び市民税均等割のみ課税世帯に対し10万円を、さらに、対象世帯の18歳以下の子ども一人当たり5万円を加算して給付する物価高騰緊急支援給付金として、合計1億410万円を支給いたしました。加えて、令和6年度の市民税非課税世帯に対して3万円を、その対象世帯の18歳以下の子ども一人当たり2万円を加算して給付する物価高騰緊急支援給付金として、合計2億670万円を支給いたしました。

衛生費におきましては、主に妊産婦や免疫力の弱い乳幼児及び高齢者を対象に予防接種及び各種保健事業を実施するとともに、積極的な健診受診を勧奨すること等により、市民の皆様の健康増進への取組を継続いたしております。

農林水産業費におきましては、老朽化の進んだ下大隈地区の農業用水路の改修工事を実施し、農業環境の整備を行いました。また、食に関する知識を習得していただくことや自

らの食について考えていただくことを目的として、小学5年生を対象とした農業体験学習を実施いたしました。

商工費におきましては、物価高騰の影響を受け続けている地域経済を活性化するため、令和2年度以降5年連続となる30%のプレミアム付き商品券を販売いたしました。令和6年度も令和5年度に引き続き、その一部をデジタル商品券として販売しており、キャッシュレス決済の推進と利便性の向上を図ることができました。また、物価高騰下においても本市の特産品を開発しようとする意欲ある中小企業に対し、開発に要する費用の一部を補助する中間市特産品開発等事業を実施いたしました。これにより、事業者の支援及び地域経済の活性化に寄与することができました。

土木費におきましては、道路新設改良費につきまして、道路法面の補修工事や道路の舗装補修工事、橋りょうの補修工事など合計8件の工事を行っております。また、住宅建設改良費におきましては、老朽化が進んでいる池田団地におきまして、長寿命化を図るための外壁改修工事を実施し、住環境整備を推進いたしております。

消防費におきましては、消防体制の充実に向け、令和5年度に積み立てた石油貯蔵施設立地対策等交付金基金と令和6年度の交付金を活用し、移動式高圧コンプレッサー及び空気呼吸器を購入いたしました。

教育費におきましては、教育現場における業務の効率化と教員の負担軽減を図るため、ICTを活用した教育改革の一環として統合型校務支援システムを導入し、本市の教育活動の質を向上させました。また、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の給食費の値上げ分を緊急的に補助する支援を行いました。さらに、スポーツ振興くじ助成金や地方債を財源に、中間仰木彬記念球場において、劣化が著しいグラウンド及びラバーフェンスについて改修工事を行い、利用者の安全性の向上を図りました。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は45億5,920万円、また、歳出総額にあっては51億3,010万円となり、差引き5億7,080万円の不足が生じました。この中から前年度繰上充用金6億6,060万円を除く単年度決算につきましては、8,970万円の黒字決算となっております。この要因といたしましては、歳入におきまして、療養費等に充当される普通交付金が過大交付となったことによるものであり、国保財政の根本的な改善に至っておりません。なお、この普通交付金の過大交付分は、令和7年度に精算する予定となっており、単年度収支に大きく影響する可能性がございます。

また、国民健康保険の概況につきましては、令和6年度の各月平均の加入者数は8,348人でございまして、前年度に比べ528人減少しております。また、一人当たりの年間療養諸費は、前年度に比べ1万299円増加し、38万5,046円となっております。

令和7年度の国民健康保険財政につきましては、国民健康保険事業費納付金総額は減額となっておりますが、その財源となる国民健康保険税についても、被保険者数の減少に伴い減額となることが見込まれ、厳しい状況となることが想定されます。本市におきましては、この状況に対応するため、引き続き国民健康保険税の徴収強化、各種補助金の活用等による財源確保、医療費の適正化による歳出抑制に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等70万円、歳出総額は、繰上充用金等3億1, 870万円で、差引き3億1, 790万円の収入不足となりました。この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金償還推進助成事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、まず、歳出の主なものといたしましては、中鶴団地下水処理場の解体撤去工事費として、6, 840万円を支出いたしました。また、歳入の主なものといたしましては、中鶴団地下水処理場解体撤去工事に対する主な収入として、国庫補助金が3, 140万円、地域下水道施設改良等基金繰入金が2, 500万円、一般会計繰入金が1, 060万円であります。その結果、歳入歳出の差引額は0円となり、本年3月の市議会定例会で議決をいただきましたとおり、地域下水道事業特別会計は、令和6年度をもちまして廃止させていただいております。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、平成27年度をもって地方債の償還が完了し、新たな用地の取得もないことから、収入支出とも生じておりません。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入52億9, 490万円、歳出50億3, 030万円となり、歳入歳出差引き2億6, 460万円の黒字決算となっております。保険給付費は43億8, 450万円で前年度に比べ1億2, 910万円、率にして3.0%増加しております。増加の要因といたしましては、要介護認定者数は令和7年3月末現在において3, 334人で、前年度の3, 332人と比べてほぼ横ばいであるものの、居宅介護サービスの利用者数が1.7%増加したことや、介護報酬改定により介護給付費が増加したことによるものと考えられます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入4, 620万円、歳出3, 070万円となり、歳入歳出差引き1, 540万円の黒字決算となっております。なお、要支援者の年間給付管理件数は6, 878件で、前年度に比べて1.2%増加しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額9億6, 880万円、歳出総額9億4, 660万円、差引額2, 220万円の黒字決算となっております。歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。2, 220万円の黒字決算となっておりますが、このうち2, 110万円は、市町村の会計において出納

整理期間中であります4月及び5月に納付されました被保険者からの保険料でございまして、本年度、福岡県後期高齢者医療広域連合に支出するものでございます。今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心、信頼の医療の確保及び医療費の適正化並びに保険料の収納率の向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

一般会計及び特別会計それぞれにおける決算概要は以上でございます。

最後に、令和6年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は6億9,020万円の黒字、単年度収支は1億850万円の黒字となっております。また、基金残高は、前年度から7億6,290万円増額の84億9,360万円となり、5年連続の増額となっております。一方、地方債残高は前年度から8億1,240万円減額となる94億10万円となり、3年連続の減少となっております。また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましても、将来負担比率は前年度に引き続き将来負担なしとなっております。

一方、実質公債費の比率は、前年度から0.2ポイント悪化の4.2%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から1.6ポイント悪化し、95.3%となりました。比率悪化の主な要因といたしましては、実質公債費比率につきまして、この指標は3年分の比率の平均により算出するものであることから、単年度においては再算定による普通交付税の増加などにより令和5年度からわずかな改善はあったものの、令和元年度に実施した地方債の借換えなどの効果により比率が改善していた令和3年度分が算定から外れたことにより、平均値が悪化したことによるものでございます。また、経常収支比率につきましては、普通交付税や地方消費税交付金などの経常的一般財源等の歳入の増加はあったものの、人件費や扶助費などの経常的な歳出の増加がそれを上回ったことによるものでございます。本市の財政健全化は途上にあり、一部の指標は悪化しているため、気を緩めることなく取り組む必要がありますが、財政構造の改善に向けた取組は着実に実を結んでいるものと考えております。

しかしながら、人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境の整備や公共下水道事業の推進等の市民ニーズの高い行政サービス、社会保障費及び公共施設の再編整備に必要となる財源の確保、国民健康保険事業における累積赤字解消といった諸問題も山積しております。今後とも行政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立し、地域活性化の取組を更に推進し、地方創生の実現を図つてまいる所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を併せて提出いたしております。

次に、認定第8号、令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定につ

いて、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金1, 549万8, 152円を、全額令和7年度に繰り越すものでございます。

次に、決算につきまして、ご説明いたします。

収益的収入及び支出につきまして、総収益は13億4, 881万6, 281円で、これに対する総費用は13億4, 659万646円であり、純利益は222万5, 635円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入額は、7億5, 401万9, 300円で、これに対する総支出額は、消費税込みで11億2, 545万7, 670円となっております。差し引きしますと、3億7, 143万8, 370円の不足となりますが、これは、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

最後に、水洗化の状況につきまして、ご説明いたします。

令和6年度末までに水洗化された戸数は1万6, 367戸で、中間市全体の水洗化率は91.7%となっております。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定に基づき、監査委員の審査に付した事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定するキャッシュフロー計算書等の書類を決算書と併せて提出いたしております。

次に、認定第9号、令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金2億1, 232万7, 090円のうち、令和6年度に補填財源として取り崩した積立金1億807万9, 520円を資本金に組み入れることにより、残余1億424万7, 570円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきまして、収益的収入及び支出における総収益は、9億3, 135万7, 831円で、前年度と比較いたしますと、39万5, 073円の増額となっております。これに対する総費用は、9億5, 315万5, 874円で、前年度と比較いたしますと、2, 393万2, 473円の増額となり、当年度の純損失は、2, 179万8, 043円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入は、5億3, 490万7, 732円で、これに対する総支出は、9億6, 947万3, 713円となり、差引き4億3, 456万5, 981円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、令和6年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万9, 223戸で、前年度

より9戸減少しており、また、給水人口は5万7,652人で、前年度より557人減少しております。また、有収水量につきましても、528万7,449立方メートルで、前年度より362立方メートル減少いたしております。近年は少子高齢化がより一層進んでおり、給水人口の減少にも歯止めがかからない状況でございます。また、生活様式の多様化、節水器具の性能の向上等により給水量の減少が続く中、今後も給水収益の増加は期待できない状況でございます。これに対し、施設の老朽化による修繕や管路等の布設替えのほか、近年頻発する災害に備えるための浄水及び配水施設の耐震化等の設備改良や、PFA等の有害化学物質への対処も必要となっており、これらの費用の増大が今後も見込まれるなど、水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなっているのが現状でございます。しかしながら、良質な水の供給は、市民の快適な生活や活動に欠かせないものであることから、今後も水質の維持及び向上のために効率的かつ効果的な経営に努め、健全な事業運営により、安心で安全な水道水の安定供給に、より一層励んでまいる所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定により、事業報告書、キヤッッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて、提出いたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております各会計決算認定9件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13. 第39号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本定例会におきましては、後ほど第40号議案でご説明いたしますとおり、骨格予算として編成された今年度の当初予算を本格予算とする補正予算をご提案する予定しておりますが、今回の補正予算は、一部の経費について速やかに予算を執行する必要があることから、これらの経費を計上した補正予算を別に調製し、第40号議案に先立ちご提案するものでございます。

それでは、補正の内容について、ご説明申し上げます。

歳出につきまして、総務費におきましては、第52号議案でご提案する中間市市民会館の指定管理につきまして、議決をいただきましたら速やかに指定管理者の指定の期間を延長し、令和7年10月からの施設の管理を委託いたしたいと考えておりますが、施設の管理に当たり早期に施設管理委託料を支払う必要があることから、令和7年度下半期分の施設管理委託料5,160万円を計上いたしております。また、財源調整のため財政調整基金積立金を9,830万円減額いたしております。

民生費におきましては、生活保護の生活扶助基準の見直しが行われ、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間の臨時的かつ特例的な対応として、世帯人員一人当たり月額1,500円の生活扶助の加算等が令和7年10月から実施されることとなりましたが、この見直しに対応するためには施行日までに生活保護システムを改修する必要があることから、生活保護システムの改修費160万円を計上いたしております。

教育費におきましては、第50号議案でご提案する中間市民図書館の指定管理及び第51号議案でご提案する社会体育施設の指定管理につきましても、先ほどご説明いたしました市民会館の指定管理と同様に、議決をいただきましたら早期に施設管理委託料を執行する必要があることから、市民図書館の施設管理委託料を2,490万円、中間市体育文化センターをはじめとする社会体育施設の施設管理委託料を2,100万円それぞれ計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国庫支出金において、生活保護システム改修費の財源として生活保護適正実施推進事業費補助金を80万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ81万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ192億596万5,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第39号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第14. 第40号議案

日程第15. 第41号議案

日程第16. 第42号議案

日程第17. 第43号議案

日程第18. 第44号議案

日程第19. 第45号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、第40号議案から日程第19、第45号議案までの補正予算6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、本年度の当初予算を本年6月の市長選後に改めて事業の調整を行うことを前提とした骨格予算として編成しておりましたことから、当初予算に計上を見送った事業についても調整を行った上で追加計上し、本格予算とするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費におきまして、まず、市庁舎本館及び別館の長寿命化の一環として、外壁改修などに向けたアスベスト調査の実施費用と給排水設備の長寿命化のためのトイレ改修工事費に合計1,180万円を計上いたしております。

次に、地域活性化イベントとして、本年3月に開催し、ご好評いただきました「なかも春祭り」を来年3月も開催することとし、花火大会などの実施に要する経費として470万円を計上いたしております。また、骨格予算のため計上を見送っていた自治会育成交付金の下半期分980万円を計上いたしております。次に、市民会館に関する事業として、空調の大規模更新及び照明のLED化の工事費を3億7,490万円計上いたしております。この事業につきましては、実施期間が2年間に及ぶことから、総額7億4,980万円の継続費を併せて設定しております。また、市民会館の非常用自家発電機等の更新費用として1億410万円を計上いたしております。

次に、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録10周年を記念する事業として、筑豊電気鉄道でのラッピング電車の運行や、カラーデザインマンホール蓋の制作及び設置を行う委託料を350万円計上いたしております。また、事業の財源調整のため、財政調整基金積立金を1億680万円増額いたしております。

民生費におきましては、市内の認知症高齢者グループホームの大規模修繕費を補助する地域介護・福祉空間整備事業補助金を770万円、移動用の車両を借り上げて高齢者に交通手段を提供する高齢者移動支援サービス事業をモデル事業として実施する費用を10万円計上いたしております。また、市内の私立保育所が認定こども園として園舎を新設する事業費を補助する保育所等整備事業費補助金2億5,860万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、骨格予算のため計上を見送っておりました地域猫活動や資源回収団体等の支援に要する経費の下半期分を300万円計上いたしております。また、放火の被害を受けた筑豊中間電停横の市民トイレの修繕に当たり、予算に不足が生じる見込みであることから、修繕料を30万円増額いたしております。

農林水産業費におきましては、水路の流下能力を回復し水害リスクを抑えるため、農業用排水路に堆積した土砂や繁茂した樹木を緊急かつ集中的に除去するしゅんせつ工事に280万円を計上いたしております。

商工費におきましては、老朽化した虫生津ポンプ場の排水ポンプについて、大規模な更新による修繕が必要であることから、ポンプの取替費用及び施工期間中の仮設ポンプ費用に1,560万円を計上いたしております。

消防費におきましては、導入から25年が経過し故障が頻発しているはしご車の更新費用として、令和7年度の歳出予算への計上はございませんが、令和8年度までの限度額1億6,720万円の債務負担行為を設定いたしております。また、J-ALE RTの発信元の大規模なシステム更改に対応するため、本市に設置している受信機の更新費用として260万円を計上いたしております。

教育費におきましては、物価高騰に対する経済的支援の一環として、下半期分の小中学校の給食費を緊急的に全額補助する経費を8,830万円計上いたしております。なお、この補助により不要となる就学援助扶助費の給食費分を小中学校合わせて1,900万円減額いたしております。また、令和7年4月に篤志家2名からなかま夢応援奨学金の原資として200万円の追加寄附をいただいたことから、その全額を奨学基金への積立金として計上いたしております。

次に、歳入につきましては、地方特例交付金におきまして、交付額の確定に伴い、80万円を増額いたしております。地方交付税におきましては、普通交付税額が決定し、生活保護費の増や地方公務員等の給与改定に伴う包括算定経費の増などを中心として基準財政需要額が増額となったことや、骨格予算の再編に伴う調整のための当初予算には推計額の一部の計上を留保したことにより、決定額が予算額を上回ったことから、2億5,620万円を増額いたしております。

国庫支出金におきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を770万円、保育所等整備事業費補助金を2億580万円、子ども・子育て支援交付金を540万円、令和7年度に追加で交付決定を受けた分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1,990万円それぞれ計上いたしております。

県支出金におきましては、利用者支援事業費補助金を150万円、保育所等給食支援事業費補助金を510万円、地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務委託金の下半期分280万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金におきましては、令和5年度及び令和6年度の普通交付税の再算定で創設された臨時経済対策費により措置された額を財政調整基金に積み立ておりましたが、これを経済対策事業への充当財源とするために、財政調整基金繰入金6,840万円を計上いたしております。

市債におきましては、J-ALE RT受信機更新事業に270万円、農業用水路緊急し

ゆんせつ推進事業に270万円、市民会館空調機更新事業に3億8,370万円、市民会館非常用発電機等更新事業に1億690万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ11億1,333万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ203億1,929万8,000円とするものでございます。

次に、第41号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

この補正予算は、第40号議案でご提案いたしました令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）の調製後に、多額の未熟児養育医療費の支出が見込まれる事案が急遽生じましたことから、重ねてご提案するものでございます。

まず、歳出につきましては、総務費におきましては、財源調整のため財政調整基金積立金を380万円減額いたしております。また、民生費におきまして、養育医療に要する経費を1,520万円増額いたしております。

次に、歳入につきましては、先ほどご説明いたしました未熟児養育医療費に係る国庫負担金を760万円、県負担金を380万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,143万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ203億3,072万8,000円とするものでございます。

次に、第42号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の内容といたしましては、子ども・子育て支援金制度の開始に伴う総合行政システムの改修業務に係る経費を130万円、職員の育児休業の延長に伴う会計年度任用職員の任用に要する人件費を250万円増額いたしております。また、令和6年度決算額の確定により、前年度繰上充用金に不用額が生じましたことから、3,110万円を減額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、先ほどご説明申し上げましたシステムの改修業務に係る経費に対して交付される国庫補助金を130万円増額し、会計年度任用職員人件費の増額補正に伴い、その財源を一般会計からの繰入金で対応するため、職員給与費等繰入金を250万円増額いたしております。また、歳出の減額に合わせて財源を調整する必要があることから、歳入欠かん補填収入を3,110万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,724万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,907万5,000円とするものでございます。

次に、第43号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、地域支援事業における職員人件費といたしまして、一般職職員給料を50万円、職員手当等を50万円、一般介護予防事業費といたしまして、地域介護予防活動支援事業委託料を80万円、使用料及び賃借料

を10万円、備品購入費を10万円増額いたしております。また、令和6年度事業における介護給付費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫負担金返還金を190万円、県負担金返還金を1,060万円、地域支援事業費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫返還金を160万円、県返還金を80万円、支払基金返還金を80万円増額いたしております。また、介護保険事業費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫補助金返還金を40万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入の主なものといたしましては、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金を1,890万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,082万1,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,526万5,000円とするものでございます。

次に、第44号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、先ほどご説明いたしました第42号議案と同様に、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修に係る経費を300万円増額し、被保険者への保険料還付金を120万円増額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、先ほどご説明いたしましたシステム改修に伴う国庫補助金を300万円増額し、福岡県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を120万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ434万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,127万9,000円とするものでございます。

次に、第45号議案、令和7年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本市では、給水人口の増加に対応するため、平成元年に、遠賀町の区域内に所在する土地を、配水池建設予定地として3,358万円で取得いたしました。しかしながら、給水人口が減少に転じるなど、その後の情勢の変化により新たな配水池の建設は不要との判断に至り、令和3年度から随意契約による当該用地の売却を募集しておりましたところ、このたび、当該用地の購入の申出がございましたことから、これを1,040万円で売却する予定といたしております。今回の補正予算は、かかる土地の売却に当たり、必要となります予算を計上するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。収益的支出につきましては、特別損失として2,318万円を計上し、収益的支出の総額を11億9,447万5,000円とし、資本的収入につきましては、固定資産売却代金として1,040万円を計上し、資本的収入の総額を16億954万9,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算6件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 第46号議案

日程第21. 第47号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、第46号議案から日程第21、第47号議案までの条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第46号議案、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改定により、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項として、部分休業制度の取得パターンの新設や、仕事と育児の両立支援制度に係る意向確認の義務化等、新たな育児支援制度が定められ、本年10月1日から施行されることとなっております。また、この法改正に合わせて人事院規則が改正され、これらにつき、対応する民間労働法制の施行に遅れることなく対応するよう求められております。

今回の条例改正は、かかる事情を踏まえ、本市の関係条例について、同日付で施行される人事院規則の改正と同様の改正を行うとともに、法の施行に必要な規定を整備するものでございます。

条例の主な改正内容といたしまして、まず、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきましては、仕事と育児の両立支援制度についての情報提供等、同制度を利用しやすい勤務環境整備等に関する事項について定めるものでございます。

また、中間市職員の育児休業等に関する条例におきましては、部分休業制度について、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、新設される取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とするなど、法において条例で定めることとされている事項について、人事院規則等に準じた内容を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法改正の施行に合わせ、令和7年10月1日といたしております。

次に、第47号議案、中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防団員の入団資格要件の見直し及び休団制度を新たに設けること

により、消防団員の確保及び定着を促進し、地域防災力の強化を図るものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、中間市消防団条例に規定する消防団員の入団資格要件を改めるものでございます。このうち、年齢要件につきましては、経験豊富な世代の知識経験について、若年層を含む消防団全体で共有することにより、その総合的な能力向上につなげることを目的として、上限年齢を撤廃することといたしております。また、居住要件につきましては、消防団への参加の促進と多様な人材の確保を目的として、本市の区域内に居住している方だけでなく本市の区域内に勤務する方についても要件を満たすこととするものでございます。

次に、転勤や育児、介護などの事情により消防団の職務に従事することができない団員が、一時的にその職務を休止することができる休団制度を設けることとし、同条例においてその手続等を定めるものでございます。

また、休団制度の創設に当たり、消防団員の退職報償金の取扱いについて定める必要があることから、中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例において、休団した期間がある場合においては、その期間は退職報償金の支給基礎となる勤務年数に算入しない旨の規定を追加しております。

休団制度の概要でございますが、休団期間の上限を3年といたしております。また、休団期間中の報酬の支給はございませんが、その階級を維持することといたしております。

これにより、経験豊富な団員の流出を防止することができ、また、団員の精神的負担の軽減及びモチベーション維持にもつながることで、定着率の向上を図ることができるとともに、入団へのハードルを下げ、新たな団員確保にも寄与するものと思料しております。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年10月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22. 第48号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入について、提案理由を申し上げます。

中間市立小中学校学習者用端末につきましては、令和3年度に導入し、現在5年目を迎

え、更新時期を迎えておりすることから、福岡県公立学校情報機器整備事業を活用し、必要台数を整備するため、福岡県の共同調達に参加いたしました。

当該動産の取得に当たりましては、福岡県が実施した公募型プロポーザルにおいて、株式会社内田洋行九州支店が最高評価を獲得し、共同調達の受託候補者となりましたことから、同社と先月 6 日付けで契約金額を 1 億 4, 575 万 9, 394 円として仮契約を締結いたしております。

つきましては、同社から中間市立小中学校学習者用端末を購入するに当たりまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第 48 号議案に対する質疑は、9 月 5 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 23. 第 49 号議案

日程第 24. 第 50 号議案

日程第 25. 第 51 号議案

日程第 26. 第 52 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 23、第 49 号議案から、日程第 26、第 52 号議案までの公の施設の指定管理者の指定 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 49 号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市さくらの里農産物直売所は、本市の農業振興及び川西地区の地域活性化を図り、もって住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。同施設の管理運営につきましては、その設置目的及び性質に照らし、民間事業者が有するノウハウを活用するために指定管理者による管理を行っておりますが、令和 7 年 9 月 30 日をもちまして指定期間が満了となります。同施設につきましては、民間事業者が有するノウハウを活用した管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和 7 年 10 月 1 日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、一般社団法人新鮮市場さくら館が指定管理者として同施設を管理運営しており、施設使用料が約定どおり遅滞なく納入されている等の実績を総合的に判断しました結果、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定

委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によることなく、引き続き同法人を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とするものでございます。

以上により、一般社団法人新鮮市場さくら館を中間市さくらの里農産物直売所の指定管理者として指定し、指定期間を令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第50号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市民図書館は、市民の文化、教養の向上を図ることを目的とする施設でございます。同施設の管理運営につきましては、その設置目的及び性質に照らし、民間事業者が有するノウハウを活用することで同施設の利用の増進を図るために、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和7年9月30日をもちまして、指定期間が満了となります。同施設につきましては、指定管理の導入後、入館者数や図書貸出冊数が増加するなど、民間事業者による管理運営が効果的に行われており、引き続き指定管理を行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和7年10月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念などの目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ図書館の実現に向けた具体的な事業展開が期待できること、また、同施設を含む全国の公立図書館の指定管理者受託経験も豊富で、今後も民間企業のノウハウを活かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることから、指定管理者選定委員会による審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として株式会社図書館流通センターを引き続き選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とするものでございます。

以上により、株式会社図書館流通センターを中間市民図書館の指定管理者として指定し、指定期間を令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第51号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市が有する社会体育施設である中間市体育文化センター、中間市武道場天道館、中間市弓道場、中間市幼児用プール、中間仰木彬記念球場、ジョイパルなかま庭球場、屋島庭球場及び中間市遠賀川河川敷市民グランドの8施設は、いずれも市民の健康増進及びスポーツの振興を図ることを目的とする施設でございます。これらの施設の管理運営につき

ましては、その設置目的及び性質に照らし、民間事業者が有するノウハウを活用するために、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和7年9月30日をもちまして、指定期間が満了となります。これらの施設につきましては、地域に密着し、効率的かつ効果的な管理運営により、市民の健康増進及びスポーツの振興という目的を達成するため、指定管理者による管理運営を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和7年10月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、現在、これらの施設の指定管理者である一般社団法人中間市スポーツ協会が、その前身である中間市体育協会及びミズノスポーツサービス株式会社による共同企業体であった時期を含め、平成26年度から現在までの間、その管理運営を担ってきたところですが、その間、地域密着型の運営を行い、指定管理の経験とノウハウを蓄積したことにより、より効率的かつ効果的な管理運営による事業効果が期待できることから、指定管理者選定委員会による審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として一般社団法人中間市スポーツ協会を引き続き選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とするものでございます。

以上により、一般社団法人中間市スポーツ協会を中間市体育文化センター外7施設の指定管理者として指定し、指定期間を令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第52号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市市民会館は、市民の教育文化活動の支援を図り、もって豊かな文化を育み、感性ある人づくりを通じて、文化の薫るまちづくりに寄与することを目的とする施設でございます。同施設の管理運営につきましては、同施設内に設置されている設備に係る専門的な技術及び経験を持つ者により、設置目的の効果的な実現及び効率的な管理運営を行うため、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和7年9月30日をもちまして、指定期間が満了となります。同施設につきましては、その設置目的の効果的な実現及び効率的な管理運営を達成するため、設備の運用に係る技術及び経験を有する指定管理者による管理運営を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和7年10月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、同施設の指定管理者として公益財団法人中間市文化振興財団が、平成18年度から現在までの間、その管理運営を担い、地域に密着した自主事業の実施や、同施設の活用を通して、同施設の設置目的である市民の教育文化

活動の支援及び文化振興に寄与しており、今後についても、その専門的な技術及び経験を活かし、これまで以上に地域の活力を積極的に活かした管理運営による事業効果が期待できることから、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として同財団を引き続き選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とするものでございます。

以上により、公益財団法人中間市文化振興財団を中間市市民会館の指定管理者として指定し、指定期間を令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております公の施設の指定管理者の指定4件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第27. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第27、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大議員及び迫田隆太議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 中野勝寛

議員 田口善大

議員 迫田隆太